

玉名市畜産飼料・被覆資材購入緊急支援事業説明書

事業概要

物価高騰の影響を受け燃油価格や飼料、資材等の価格が高騰し農業者の経営を圧迫している。今後においても飼料や資材価格の高騰は続く見込みであり、農業者の経営安定支援のため、飼料、資材購入費の助成を行うもの。

対象者

市内在住の農業者及び法人

(売上金額 50 万円以上、かつ総事業費 10 万円以上)

※最新の確定申告書による。なお、新規就農者等で確定申告書がない方については、最新の農業収入がわかる書類による。

受付期間

- ・購入対象期間：令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月購入分
- ・畜産飼料受付：令和 8 年 6 月 8 日（月）から 6 月 19 日（金）
期間中来庁された方から随時受付を行う。
- ・被覆資材受付：令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 6 月 5 日（金）
受付期間内に全体での受付を行う。

補助対象期間及び補助額

畜産飼料：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までに購入した飼料費の
100 分の 5 以内（5%以内）

被覆資材：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までに購入した資材費の
100 分の 10 以内（10%以内）

補助限度額

畜産飼料：1 経営体あたり 下表のとおり

	畜産飼料購入費	上限額
①	100 千円～50,000 千円未満	150 万円
②	50,000 千円～100,000 千円未満	300 万円
③	100,000 千円～150,000 千円未満	450 万円
④	150,000 千円～	600 万円

その他

- ・対象経費は申請者自らが畜産、農業経営に必要な飼料費及び資材費。
- ・本事業を活用して購入した飼料、資材の他人への譲渡、売却は不可。
- ・資材補助については、資材代のみ（施工費を含まない）。
- ・補助金の1,000円未満切り捨て。
- ・対象経費は消費税抜き。
- ・JA果樹部会員の果樹経営農家については、JA熊本果実連からの補助関係により、資材価格が据え置かれているため対象外とする。
- ・上記以外で他の補助事業の対象となったものについても対象外とする。
- ・被覆資材の対象は作物の栽培用ハウス及びトンネル、遮光資材に使用するものに限る。ただし、防風ネット、防虫ネットは対象外とする。
- ・マルチシートの対象は、土地利用型（ばれいしょ、たばこ等）と露地果樹に限る。
- ・要綱にある別表の作物の栽培用ハウス等には、トンネル、マルチシート、タイベック、遮光資材も含む。
- ・補助金の対象となる経費の確認は、領収証・納品書及び販売証明書・飼料購入帳簿等の購入金額、購入日がわかる書類で行う。